

# 飯塚市

## 部落差別をはじめ

## あらゆる差別の

## 解消の推進に

## 関する条例

平成28年に、国において、人権を守り差別の解消を目的とした個別の法律「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」の三法が施行されました。

飯塚市においても、部落差別をはじめ障がい者、外国人への差別等あらゆる差別の解消を推進し、市民一人ひとりの人権が大切にされる人権尊重のまちづくりを進めるため、既定の条例を改正し、平成30年4月1日から施行しております。

### 第1条 (目的)

この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)をはじめとする差別の解消を目的とした法令の理念にのっとり、部落差別をはじめ、障がい者、外国人への差別等あらゆる差別(以下「差別」という。)の解消を推進し、人権擁護を図り、もって差別のないまちづくりを実現することを目的とする。

### 第2条 (市の責務)

市は、前条の目的を達成するため、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、連携を図り、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

### 第3条 (市民の責務)

市民は、相互に基本的人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努めるとともに、差別をなくすための施策に協力するものとする。

### 第4条 (相談体制の整備)

市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、差別に関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の整備に努めるものとする。

### 第5条 (教育及び啓発活動の充実)

市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、差別をなくすために必要な教育及び啓発活動を行うものとする。

### 第6条 (推進体制の充実)

市は、差別をなくすための施策を効果的に推進するため、国、県及び各種関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

### 第7条 (実態調査)

市は、差別をなくすための施策の実施に資するため、その実態に係る調査を行うものとする。

### 第8条 (委任)

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

詳しくは、市のホームページをご覧ください。

一人で悩んでいませんか?



### 『人権相談員』を配置しました(男女各1名)

部落差別問題をはじめ、あらゆる差別について人権相談に応じます。訪問による相談も行ないますので、下記までご連絡ください。

☎0948-26-1178(立岩人権啓発センター)